

# 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律が令和3年9月18日に施行されます

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続が「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」に定められています。

## 憲法改正国民投票の流れ

### 国会

- 憲法改正原案の発議
  - 衆議院議員 100名以上の賛成
  - 参議院議員 50名以上の賛成
- 衆参両議院にて憲法改正原案 可決
  - 先議の議院  
原案の提出を受け、憲法審査会での審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。
  - 後議の議院  
憲法審査会での審査を経て、本会議にて可決。
- 憲法改正の発議  
国民に憲法改正案の提案がされる。  
※内容において関連する事項ごとに区別して発議されます。
- 国民投票の期日の決定  
憲法改正の発議後 **60日から180日以内**。  
※具体的な期日は、国会にて議決されます。

1. 憲法審査会での審査  
憲法審査会とは憲法改正原案等を審査する常設機関です。両議院憲法審査会の合同審査も可能です。

2. 本会議での可決  
衆参本会議にて総議員の **3分の2以上**の賛成で可決。

### 広報周知 国民投票運動

- 広報周知
  - 国民投票広報協議会の設置  
各議院の議員から委員を10人ずつ選任。憲法改正案の内容や賛成意見および反対意見などを掲載した国民投票広報の原稿や、投票記載場所に掲示する憲法改正案要旨をするほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。
  - 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県および市区町村の選挙管理委員会  
国民投票の方法や国民投票運動の規制、その他国民投票の手続に関する必要な事項を国民に周知します。
- 国民投票運動  
憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

### 投票

- 投票方法  
投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。  
また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

### 開票

- 国民投票の効果  
憲法改正が国民に承認されるのは、賛成投票数が投票総数の **2分の1を超えた場合**。  
※賛成投票数と反対投票数の合計数
- 憲法改正の公布の手続  
内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続をとります。
- 投票結果は官報で告示されます。

- 1 投票人名簿等の縦覧制度の廃止および閲覧制度の創設**  
投票人名簿および在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度が廃止され、新たに閲覧制度が創設されました。
- 2 在外選挙人名簿の出国時申請制度の創設に伴う国民投票の在外投票人名簿への登録についての規定の整備**  
※出国時申請：選挙人名簿に登録されている方が国外へ
- 3 共通投票所制度の創設**  
投票日当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票できる共通投票所を設けることができるようになります。
- 4 期日前投票事由の追加**  
期日前投票の事由に、「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」が追加されました。
- 5 期日前投票所の投票時間の弾力的な設定**  
転出するため市町村の窓口で転出届をする際に、在外選挙人名簿への登録の移転を申請することができる。
- 6 洋上投票の対象拡大**  
従来の在外投票人名簿への登録方法に加えて、登録基準日（国民投票期日の5日前）前に在外選挙人名簿の出国時申請を行い、登録基準日の翌日から在外投票人名簿の異議申出期間の開始日の前日（国民投票期日の16日前）までに在外選挙人名簿への登録の移転がされた方も、在外投票人名簿に登録されることとなりました。
- 7 繰延投票の期日の告示の期限の見直し**  
天災等で投票を行うことができないとき、またはさらに投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものが少なくとも2日前まで行うこととされました。
- 8 投票所に入ることができる子供の範囲拡大**  
投票所に入ることができる子供の範囲が、「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大されました。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。  
[https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin\\_touhyou/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin_touhyou/index.html)

